

長野県 150 周年ロゴ制作業務 仕様書(案)

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一(以下「委託者」という。)が行う、長野県 150 周年ロゴ制作業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

長野県 150 周年ロゴ制作業務

2 目的

明治9(1876)年8月 21 日に筑摩県と長野県の合併によって現在の長野県が誕生し、令和8(2026)年に 150 周年を迎えるに当たり、各種記念事業を効果的に推進するためロゴデザインを制作する。

3 履行期間

契約日から令和7年10月31日まで

4 事業概要

長野県 150 周年ロゴデザインの制作

5 委託業務内容

(1) 長野県150周年ロゴ候補3案の制作

3つの候補案を用意し、長野県公式 LINE 登録者を対象としたアンケートを行い、最も支持を得たものを成案として採用する。このプロセスを踏まえ、以下の条件を満たすロゴデザイン案を制作すること。

- ・ 県の名称は「長野県」を使用し、150 周年であることが一目で認識できるもの
- ・ 別紙「長野県 150 周年事業概要」に記載のコンセプトや信州ブランド戦略で示す本県の特性・価値等が感じ取れるもの
- ・ 県が実施する事業に加え、市町村、民間企業・団体、教育機関、任意団体等が実施する 150 周年連携事業(イベント、商品等)でも使用されることを想定したもの
- ・ 大小さまざまな大きさで使用される場合の視認性を考慮したもの
- ・ 県事業においては、150周年ロゴは、原則として「しあわせ信州」ロゴと併用されることを想定し、その際のバランスを考慮したもの
- ・ さまざまな媒体、用途で使用されることを想定し、汎用性の高い正方形または正円に近い形を基本形としたもの

想定されるロゴの利用シーン

○WEB 関連

- ・ 150 周年特設サイト、同サイトへのリンクバナー
- ・ SNS 等のアイコン、画像のウォーターマーク

○印刷媒体

- ・ 150 周年関連事業のチラシ、パンフレット、ポスター等
- ・ 懸垂幕、バックパネル、のぼり旗
- ・ 県が制作する各種印刷媒体(告知的に掲載)

○商品等

- ・ 150 周年事業認定商品(本体、パッケージ)、オリジナルグッズ(ノベルティ等)

(2) ロゴのフィニッシュワーク

ウェブサイトやPR ツールの制作業務を受託事業者の意見を踏まえ、採用となったロゴデザインのフィニッシュワークを行うこと。

(3) ロゴの使用マニュアルの作成

さまざまな主体がさまざまな環境・媒体で使用する際にも、統一性ある発信がなされるよう、ロゴの使用マニュアルを作成すること。(色、背景、余白、サイズ、その他禁則等)

6 事業全体のスケジュール案

7月中旬 契約締結、デザイン案のブラッシュアップ

8月上旬 デザイン案の公表、アンケート開始

9月上旬 アンケート締切、結果発表／フィニッシュワーク、使用マニュアル作成開始

9月中旬 ロゴデータ提供開始

7 成果品

以下を納品すること。

(1) 採用案の ai データ、png、透過 png

(2) 採用案のデザイン説明シート

(3) 使用マニュアルの PDF 及び ai データ

(4) 候補案の png データ

8 その他留意事項

(1) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)に限っては、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(2) その他

ア 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。